

## 株式会社嶺南ケーブルネットワーク 損害金請求に関する規約

### (目 的)

第1条 株式会社嶺南ケーブルネットワーク（以下「当社」といいます。）は、顧客の公平性と信頼確保のため、「各サービス利用料等債権管理要領第6条第2項に基づき、「光ケーブルテレビサービス契約約款」、「光ケーブルインターネット契約約款」、「同軸ケーブルテレビサービス契約約款」、「有線テレビジョン放送の線路と同一の線路を使用する電気通信回線設備を用いるインターネット接続サービス契約約款」、「ケーブルプラス電話サービス提供に伴う設備の設置及び請求等に関する規約」、「まごころサポート利用規約」、「マゴコロボタンサービス利用約款」に係る損害金を定め、これに基づき算定し、契約者に請求する。

### (適 用)

第2条 本規約を契約者に通知したとき、または当社のホームページ上で閲覧可能状態に付したときから、全ての契約者に適用することとする。

2 本規約を改正した場合には、前項の規定に基づき、改正後の規約を全ての契約者に適用することとする。

### (対 象)

第3条 次の各号に該当する場合、契約者に対し第4条に定める損害金を請求する。

- (1) 契約者の過失により、当社が設置または貸与した機器を破損、滅失させた場合。
- (2) 契約者が、当社サービスの契約解除後、当社が指定する期日までに機器の返却が行われなかった場合。
- (3) 当社が第1条記載の契約約款等の定めに基づき契約を解除し、当社が通知したにも関わらず当社が指定する期日までに機器の返却が行われなかった場合。

### (対象機器・損害金)

第4条 対象機器・損害金を「別表1」のとおり定め、第3条に該当する契約者に対し算定し、請求する。なお、機器仕入時の価格や機器の価値、社会情勢等を考慮し、対象機器・損害金を変更する場合がある。

2 契約者は、損害金を別に定める支払期日までに、当社が指定する方法で支払うこととする。

3 次の各号に該当する場合、当社は、損害金を請求した機器の返却に応じないこととする。

(1) 返却された機器がサービス提供に支障がある状態であった場合。

(2) 契約者が、当社が通知したにも関わらず指定する期日までに機器の返却を行わず当社が損害金請求額を書面にて通知した場合。

(2) 契約者が、損害金の支払いを終えている場合。

(3) 当社が各契約約款等の定めに基づき契約を解除し、未納となっている利用料及び損害金等の債権回収を委託した場合。

(関連法令の遵守)

第5条 本規約に定める措置を講ずるに際しては、関連法令の定める範囲内で、適切な措置を講ずるものとする。

(協議等)

第6条 本規約に定めのない事項及び本規約の各条項に疑義が生じた場合、契約者及び当社の間で誠意をもって協議の上解決するものとする。

(合意管轄)

第7条 契約者との間で本規約に関連して紛争が生じた場合、福井地方裁判所敦賀支部を管轄裁判所と定める。

(改廃)

第8条 この規約の改廃は、社長の決裁により決定する。

附 則

1 特に必要と認める場合は、各約款等に特約を付することができるものとする。

2 本規約は、令和4年11月1日から施行する。

附 則

(令和4年11月8日改正)

本規約は、令和4年12月1日から施行する。

(令和7年6月10日改正)

本規約は、令和7年7月1日から施行する。

別表1（第4条関係）

サービス	レンタル品等	損害金（税込）
TV	V-ONU	11,000円
	B-CASカード	2,200円
	C-CASカード	3,300円
	STB(LS-200P)	16,500円
	STB(JC3500)	13,200円
	STB(JC3600)	5,500円
	STB(TZ-HDT620PW)	44,000円
	STB(BD-V5700R)	44,000円
	STB(TZ-500B)	26,400円
	STB(TZ-HT3500BW)	49,500円
	IN	ケーブルモデム(FCM-160J)
ケーブルモデム(BCW620J)		4,510円
無線LAN内蔵モデム(BCW720J)		8,800円
D-ONU		12,100円
HCNA子機		20,350円
無線ルーター		5,500円
LTE		22,000円
みねっとAir		27,500円
CP	EMTA	11,000円
	ホームゲートウェイ	13,200円
まごころ	マゴコロボタン	21,780円
	付属品	3,300円